

# 空家等の雑草の草刈り等の業務紹介

伊丹市では地方自治法施行令第167条の2第1項の規定により、障がい者就労施設と随意契約を結ぶことを優先しています。これは、障がい者就労施設で働く障がい者の生活の経済的基盤の確立をめざし、提供できる物品や役務の販路を確保することで、障がい者就労施設で働く方の工賃向上のための総合的な支援を推進しています。

その取り組みを踏まえて、伊丹市空家等対策計画に基づき、空家等所有者の皆様の一助に対応できる障がい者就労施設をご紹介します。

業務内容を記載させていただいておりますが、詳細につきましては、直接、該当障がい者就労施設へお問い合わせください。

(記載している施設から業務選択しなければならないものではありません。)

## 障がい者就労施設（空家等に関する業務が可能な施設）

施設名	伊丹東有岡ワークハウス	のつくおん	
連絡可能日時	月～金（9:00～17:30） （土日祝・年末年始休み）	月～金（8:30～17:30） （土日祝・年末年始休み）	
連絡先（t e l）	072-783-9885	072-777-3532	
業務内容	雑草の草刈り	○	○
	立木の伐採（抜根除く）	×	○（人の身長で作業ができる程度の高さまで）
	郵便物の確認やポストを塞ぐ処置、処分	応相談	応相談
備考	8月は作業が多いため、作業ができません	5月から10月までは作業が混み合いますので希望日に作業ができない場合があります。応相談	

※費用や作業内容の詳細については、障がい者就労施設に直接お問い合わせください。

※作業時は原則、立会が必要です。遠方など立会が難しい場合は障がい者就労施設にご相談ください。

空家等に関する相談窓口

伊丹市 市民自治部 まちづくり室 生活環境課

T E L 072-781-5371